

公益財団法人 食生活研究会
2020年度奨学生（外国人留学生）募集要項

1. 目的

我が国の大学・大学院または研究機関等で「食に関する人文科学及び自然科学等の勉学に取り組む海外からの留学生」、及び「広く日本の食文化に触れて日本の理解者となって母国との架け橋になってくれる留学生」の中から、有為な人材を選定して、彼らの勉学・研究の一助となるよう支援することを目的とする。

2. 応募資格

海外から日本に修学または研究のため来日し、現在、大学・大学院に在籍しており、2020年度も引き続き在籍を予定している留学生であって、上記の目的に適合し、当財団が認定した者。

3. 奨学金支給対象人員

5名程度

4. 奨学金の額と支給の方法

- (1) 支給額 100万円以内／年
- (2) 支給期間 原則として1年間
- (3) 支給方法 原則として10回に分割して支給
(2020年6月から2020年3月まで毎月1回支給)

5. 応募方法

下記の書類を事務局に提出する。

- ①奨学金申込書（当財団理事長宛）
- ②推薦書（当財団理事長宛、指導教授等作成）
- ③履歴書（写真貼付）
- ④研究計画書または履修予定等
- ⑤在学（在籍）証明書

6. 提出期限

2019年10月11日（金）

7. 決定通知

採否結果は来年3月末までに、本人または所属機関に通知する。

8. 奨学生の義務

奨学生は、学業に励み、健康に留意して奨学生に相応しい態度と行動をとらなければならない。

- (1) 奨学生は、当財団が指示する会合、催事、面談等には止むを得ない場合を除き、出席しなければならない。
- (2) 奨学生は、年度末に報告書・成績証明書等、及び3ヶ月に1回、勉学等の現況について、また、出席した催事（見学会等）のレポートを理事長あてに提出しなければならない。

9. 奨学金の停止

下記の事態が発生した場合には奨学金の支給を停止することがある。

- (1) 奨学生が休学し、または長期にわたって欠席したとき
- (2) 傷病、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績または素行が不良となったとき
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (5) 在学中処分を受け学籍を失ったとき
- (6) 2ヶ月以上音信がないとき
- (7) 当財団が奨学金を支給することが不相当と判断したとき

10. 提出及び問合せ先

〒113-0031 東京都文京区根津一丁目4番6号 SBビル5階
公益財団法人食生活研究会 事務局長 青木 啓祐
TEL：03-5834-7851 FAX：03-5834-7852
E-mail：aoki.keisuke@nisshin.com

以上